フードバンク認証制度 Q&A

目次

分類	開始ページ
A 認証制度の趣旨について	2
B 認証の申請について	5
C 認証の審査基準について	11
D フードバンクオープンリストについて	14
E Gビズポータルの電子申請について	15
F 認証フードバンクロゴマークについて	16

分類	No.	問合せ内容	回答
A 認証制度の趣旨について	A-1	フードバンク認証制度とはどのような制度でしょうか。	食品寄附への社会的信頼を高め、食品寄附者からフードバンクへの食品寄附の促進につなげることを目的とし、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（第一版）」に示された遵守事項の適合性を第三者が評価する制度です。 本制度は、第一段階として、活動実態のあるフードバンクを申請に基づき、リストに掲載、公表し、第二段階としてリストに掲載されたフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに示す遵守事項を満たすフードバンクを現在の取扱い量を要件とせず、認証し、食品寄附者にとって信頼できる食品寄附先の情報を提供し、フードバンクへの食品寄附量を増加させるところに趣旨があります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
A 認証制度の趣旨について	A-2	フードバンク認証制度の目的はどのようなものでしょうか。	食品寄附への社会的信頼を高め、食品寄附者からフードバンクへの食品寄附の促進につなげることを目的としております。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
A 認証制度の趣旨について	A-3	認証制度は誰が運営していますか。	消費者庁にフードバンク認証事務局を設置し運営しております。フードバンク認証制度実施要綱に基づき、食品寄附等に関する官民協議会から独立して、フードバンクの認証に係る事務を中立公正に実施しております。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（2.フードバンク認証事務局について） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
A 認証制度の趣旨について	A-4	認証制度と食品ロス削減はどのような関係性がありますか。	本認証制度の導入によって食品寄附の社会的信頼が高まり、未利用食品の有効活用を促進し、食品ロス削減につなげることが期待されております。

分類	No.	問合せ内容	回答
A 認証制度の趣旨について	A-5	認証取得は義務でしょうか。認証フードバンクではない場合でも、現在の活動を続けても良いでしょうか。	いいえ。認証取得は任意です。認証を取得していなくてもフードバンク活動を行うことは可能です。 認証に関係なく、活動は続けていただけます。 認証制度のしくみや目的等は説明会を設けて参加者へ説明を行っております。消費者庁ウェブサイトにアーカイブ動画を掲載しているので、御参照ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
A 認証制度の趣旨について	A-6	フードバンクの規模にかかわらず申請は可能でしょうか。	団体の規模による制限は設けていません。フードバンク認証制度実施要綱第3条（本制度の適用対象となるフードバンク） の要件を全て満たしていれば小規模団体でも申請可能です。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度実施要綱」（第3条） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/assets/consumer_education_cms201_260325_30.pdf
A 認証制度の趣旨について	A-7	全国どこでも利用できる制度ですか。	はい。フードバンク認証制度実施要綱（定義） 第２条 （１）の要件を満たす、日本全国のフードバンクを対象としております。
A 認証制度の趣旨について	A-8	認証フードバンクになることのメリットには何がありますか。	認証フードバンクとして消費者庁ウェブサイトに掲載されるほか、認証フードバンクロゴマークの使用が可能になります。フードバンク認証制度実施要綱別紙（食品寄附ガイドラインに示す遵守事項）に適合する活動を行っている団体であることを食品寄附者等にアピールすることができます。
A 認証制度の趣旨について	A-9	食品寄附者の視点から、認証フードバンクと取引をするメリットはどのようなものが想定されますか。	広域にまたがるような食品寄附や、大口のロットの食品寄附を考えている食品寄附者が、受け入れ先となるフードバンクを検索しやすくなること、また、公的な認証を受けたフードバンクであれば、食品の寄附先として社内決裁が取りやすくなる等、円滑な手続が可能となることが想定されます。
A 認証制度の趣旨について	A-10	認証フードバンクが増えていくと、認証フードバンクへの寄附が優先されることは想定されますか。	フードバンク認証制度は、認証を受けなければ食品寄附が受けられなくなるという仕組みではありません。一方で、認証を取得することにより、本制度の審査基準を満たしていることが示され、社会的な信頼性の向上につながります。これにより、食品寄附先を検討している事業者等へのＰＲが可能になり、新たな食品の寄附の獲得につながると考えられます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/

分類	No.	問合せ内容	回答
A 認証制度の趣旨について	A-11	認証制度を導入することで、小規模フードバンクが排除される可能性はありませんか。	認証に当たっては、運営団体の規模等について特段制限は設けておりません。また、大口の寄附を受け付けることができるような中核となるフードバンク団体が認証の中心になるものと考えていますが、当該認証制度の効果により、大口の寄附が中核のフードバンク団体に集まるようになれば、そこから地域で連携している小規模フードバンク団体への分配も進んでいくものとも考えております。
A 認証制度の趣旨について	A-12	認証制度を取得すると、国や地方公共団体等からの補助金を受けられますか。	認証制度自体は特定の補助金制度と紐づけているものではございません。フードバンク運営に関する補助金は、農林水産省のウェブサイトを御確認ください。 参照先：農林水産省「円滑な食品アクセスの確保」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/attach/pdf/index-137.pdf
A 認証制度の趣旨について	A-13	認証取得後、認証の有効期間は設けられていますか。	認証には有効期間（認証の日（認証証の交付の日）から3年間）があり、認証の継続を希望する場合は更新手続が必要です。フードバンク認証制度実施要綱第6条、第7条を御参照ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度実施要綱」（第6条、第7条） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/assets/consumer_education_cms201_260325_30.pdf
A 認証制度の趣旨について	A-14	認証団体は公表されますか。	認証フードバンクの情報について、「認証フードバンクリスト」として取りまとめており、消費者庁のウェブサイトに掲載されます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（7.審査・認証） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
A 認証制度の趣旨について	A-15	認証制度に関する最新情報はどのような方法で確認ができますか。	消費者庁ウェブサイトに掲載される最新情報を御確認ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
A 認証制度の趣旨について	A-16	これまでの実証実験で得たトレーサビリティの方法や、Excelでの管理表等を事前に御提示いただくことは可能でしょうか。	令和7年度に実施したフードバンク認証制度の実証事業の結果は、消費者庁ウェブサイトに掲載しておりますので、御確認ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度審査基準作成に当たっての実証事業結果について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/assets/consumer_education_cms201_260416_10.pdf

分類	No.	問合せ内容	回答
B 認証の申請について	B-1	申請可能なフードバンク団体の定義はどのようなものでしょうか。	「食品寄附ガイドライン」におけるフードバンクの定義に該当し、認証基準を満たす団体が申請できます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001
B 認証の申請について	B-2	自団体が認証制度の申請対象となるかはどのように判断すればよいでしょうか。	実施要綱の1ページ目（定義）と2ページ目の（本制度の適用対象となるフードバンク）を読んで、自団体が該当するかどうかを御自身で判断してください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-3	個人への直接的な支援のみを実施する団体です。私はフードバンク認証制度に申請できますか。	個人への直接的な支援のみを実施されている団体は食品寄附ガイドラインの定義では「フードパントリー」になり、本認証の対象外です。ただし、個人支援だけでなく、福祉施設やこども食堂等への食品寄附も行っている団体は食品寄附ガイドラインの「フードバンク」の定義を満たすので、本認証への申請は可能です。
B 認証の申請について	B-4	NPO法人は申請可能でしょうか。	「食品寄附ガイドライン」におけるフードバンクの定義に該当する団体が申請できます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001
B 認証の申請について	B-5	自治体が運営するフードバンクは申請可能でしょうか。	「食品寄附ガイドライン」におけるフードバンクの定義に該当する団体が申請できます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001
B 認証の申請について	B-6	自団体はフードバンク、こども食堂、フードパントリー等を運営している。今回の認証制度の対象としてはどの部分が該当しますか。	今回の認証制度はフードバンク活動のみとなっております。認証制度で申請いただく証ひょう等には、フードバンク活動（中間支援組織）について申請いただきます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/

分類	No.	問合せ内容	回答
B 認証の申請について	B-7	常温品のみ取り扱う場合、認証審査の対象となりますか。	対象となります。常温品のみを取り扱う団体として審査をいたします。 ただし、常温品と冷蔵もしくは冷凍品、両方の取扱いがある団体の場合は、どちらか一方のみでの申請をすることはできません。
B 認証の申請について	B-8	食品寄附団体等から受け取った寄附品の提供先は99%個人、1%団体、である。この場合でも認証を申請してもよいでしょうか。	提供先の割合で審査を受け付けない、という判断にはなりません。 食品の入庫から出庫までの記録や合意書を提出いただき、書面審査の証ひょうとして確認させていただきます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-9	フードバンク認証ではどのような基準を満たせば認証されるのでしょうか。	消費者庁ウェブサイトに掲載されているフードバンク認証制度実施要綱の別紙（フードバンクが食品寄附に当たって行うべき遵守事項）の内容に適合する必要があります。より具体的には、同ウェブサイト掲載の「フードバンク認証制度審査基準」の「審査基準」の列に記載している内容を御参照ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度審査基準」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-10	フードバンクとしての活動歴が3年の団体ですが、フードバンク認証への申請に当たって、活動歴の制限はあるのでしょうか。	食品提供に関する情報の記録等は１年以上の保存が原則である（審査項目No6及びNo39）ため、活動実態としては必ず１年以上は必要となります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（4.認証の申請に必要な資料） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-11	フードバンク認証制度の申請に当たってお金はかかりますか。	申請に当たって必要な費用（申請料等）はございません。
B 認証の申請について	B-12	申請の時点で、農林水産省の「フードバンクオープンリスト」に掲載されていることは必須でしょうか。	認証の取得に向けた申請に当たっては、農林水産省ウェブサイト上の「フードバンクオープンリスト」に掲載されていることが必要になります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（3.認証の申請前の準備について） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/

分類	No.	問合せ内容	回答
B 認証の申請について	B-13	申請方法が分かりません。	Gビズポータルにログインし、電子ロッカーの「自組織のフォルダ」（1GB上限）に認証申請用のフォルダを作成し、必要な書類等をアップロードしてください。その後、提出先のメールアドレス宛てにフォルダを共有してください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（6.認証の申請方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-14	GビズIDの取得は必須ですか。	認証の取得に向けた申請に当たっては、GビズIDの取得（電子ロッカー利用のため）が必要になります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（3.認証の申請前の準備について） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-15	電子ロッカーとは何ですか。	GビズIDの登録後に使用可能となる、申請書類の提出に使用する仕組みです。申請時は、電子ロッカーの「自組織のフォルダ」（1GB上限）に認証申請用のフォルダを作成し、必要な書類等をアップロードいたします。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（3.認証の申請前の準備について、6.認証の申請方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-16	申請に向けて事前に相談はできますか。	申請に向けた相談は問合せフォームへお願いいたします。 https://survey.deloitte.com/jfe/form/SV_6sd9I7QO16TxKNE フードバンク認証制度の申請書類をすでに提出済みの方が、審査の進捗等の審査に関するお問合せをする場合は、直接、フードバンク認証事務局のお問合せ先までお願いします。 消費者庁　フードバンク認証事務局 メール： jimukyoku-houan-sharedmailbox@caa.go.jp 対応可能時間：平日（行政機関の休日に準ずる）10時から17時 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（12.書類の提出先及び問合せ先） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/

分類	No.	問合せ内容	回答
B 認証の申請について	B-17	相談から開始と理解しましたが、「相談待ち」で数か月ということはないでしょうか。	相談待ちに数か月を要するような状況にならないために、相談窓口を設置しております。 問合せフォームより御相談ください。 https://survey.deloitte.com/jfe/form/SV_6sd9I7QO16TxKNE
B 認証の申請について	B-18	申請受付の期限を教えてください。	令和8年4月1日（水）から随時受付を行っております。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（5.申請期間） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-19	申請の期限に遅れた場合は認証されませんか。	フードバンク認証制度は、申請を随時受け付けております。ただし、申請件数が多い時期等は申請いただいてすぐに審査が行えない場合がありますので、御了承いただけますと幸いです。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（5.申請期間） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-20	認証制度の申請から認証までにかかる期間はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	認証申請書類の作成に1カ月程度かかると想定されます。認証申請書類を提出し、認証事務局による書面審査を経たのち、現地確認の対応を行います。 提出後は必要に応じて、認証事務局から内容について照会を受けることがあります。 フードバンク認証事務局が書類の不備等がないか確認した後、認証完了まで概ね 2 カ月を目安としております。
B 認証の申請について	B-21	申請の際に必要書類は何ですか。（制度申請に関する資料はどのように入手できるのか。）	認証申請書（別紙様式第1号）、認証申請項目一覧表（別紙様式第2号）、その他フードバンク認証事務局が必要と認める資料（認証申請項目一覧表に示されている証ひょう等）を御準備ください。 各種資料は消費者庁のウェブサイトに掲載があります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（4.認証の申請に必要な資料） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-22	提出する証ひょうの中で、定形の書類はありますか。	添付する証ひょうについては、公的書類を除き、指定の様式はありません。 現在フードバンクで使用している様式、又は今後使用を予定している様式を御提出ください。なお、認証申請書等(別紙様式第1号から6号）は定形となっております。消費者庁ウェブサイトに掲載されている指定の様式を御利用ください。

分類	No.	問合せ内容	回答
B 認証の申請について	B-23	別紙様式第２号のH列「証ひょう名称」の欄は、どのような記載を行えばよいでしょうか。	「証ひょう名称」には、電子ロッカーで提供した資料と紐付けが可能となる情報を記入してください。どの審査項目のための証ひょうなのかの判別ができるように名称の記載をお願いします。 なお、どのような証ひょうを求められているかについては、フードバンク認証制度審査基準（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要）で御確認ください。 参照先：「フードバンク認証制度について」（4.認証の申請に必要な資料）、「フードバンク認証制度審査基準」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-24	本年に団体名と拠点を変更した場合、申請の証ひょう等は旧団体の情報で提出してもよいでしょうか。	はい、登記簿等で団体の異動情報が確認できれば、以前の団体の証ひょうで御提出いただくことに問題はございません。
B 認証の申請について	B-25	各種証ひょうは電子ロッカーで提出するがその方法とは別に、別紙様式１と２の送付方法については事務局のメールアドレスに送付するのでしょうか。（メールでの提出はできますか。）	いいえ、提出いただく書類は全て電子ロッカーからアップロードをお願いします。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（6.認証の申請方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-26	申請書類の提出方法に関して、官公庁への書類提出はCSV方式を求められることが多いが、ExcelはCSVに変換する必要がありますか。	GビズIDを取得してGビズポータルの電子ロッカー機能を使って申請する形式のため、CSV形式に変換する必要はありません。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（6.認証の申請方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-27	証ひょうを提出したのち、追加で提出を求められることはありますか。	提出された書類等については、必要に応じてフードバンク認証事務局から内容についての問合せ、追加資料の要求、修正依頼等を行うことがあります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（6.認証の申請方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-28	申請した書類等に不備があった場合は、どのようになりますか。	提出された書類等については、必要に応じてフードバンク認証事務局から内容についての問合せ、追加資料の要求、修正依頼等を行うことがあります。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（6.認証の申請方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/

分類	No.	問合せ内容	回答
B 認証の申請について	B-29	申請状況はどのように確認ができますか。	申請後の問合せはフードバンク認証事務局へお問い合わせください。 メールアドレス： jimukyoku-houan-sharedmailbox@caa.go.jp 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（12.書類の提出先及び問合せ先） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-30	問合せをする場合の連絡先はどこになりますか。	申請に向けた相談は問合せフォームへお願いいたします。 https://survey.deloitte.com/jfe/form/SV_6sd9I7QO16TxKNE 審査の進捗状況等のお問合せはフードバンク認証事務局にお願いいたします。 メールアドレス：jimukyoku-houan-sharedmailbox@caa.go.jp 対応可能時間：平日（行政機関の休日に準ずる）10時から17時 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（12.書類の提出先及び問合せ先） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
B 認証の申請について	B-31	フードバンク認証取得後に、フードバンクが行うことはありますか。	認証取得後のフードバンクは、年に1回フードバンク認証事務局から、取組状況等に関して報告を求められますので、御対応をお願いいたします。また、認証時点から審査項目に関する変更が生じた場合は、変更届の提出が必要になります。
B 認証の申請について	B-32	フードバンク認証の有効期間が終了した際には、再度フードバンク認証取得のための申請が必要でしょうか。	既に認証を取得されているフードバンクの皆様には、フードバンク認証事務局から、認証の有効期間内に更新に当たっての御連絡を差し上げますので、その内容を御確認の上、御対応ください。
B 認証の申請について	B-33	フードバンク認証を取り消されることはあるのでしょうか。	認証された時点と異なる事実が確認された場合や、フードバンク認証制度実施要綱で適用対象としているフードバンクではない事実が確認された場合等に、認証が取り消されることがあります。

分類	No.	問合せ内容	回答
C 認証の審査基準について	C-1	書面審査とは何ですか。	フードバンク認証事務局が、フードバンクから提出された書類を審査するものです。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（7.審査・認証） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
C 認証の審査基準について	C-2	現地確認とは何ですか。	書面審査を通過した団体について、現地での実際の活動状況等を確認するものです。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（7.審査・認証） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
C 認証の審査基準について	C-3	現地確認は必須ですか。	認証を受けるためには現地確認が必要です。フードバンク認証事務局は、書面審査を通過した団体について現地確認を行い、書面審査と現地確認に合格すると認証いたします。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（7.審査・認証） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
C 認証の審査基準について	C-4	審査員は誰ですか。	フードバンク認証事務局が、提出された書類の審査及び現地での実際の活動状況等の確認を行います。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（7.審査・認証） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
C 認証の審査基準について	C-5	ヒアリングはありますか。	はい、主に、現地確認で実施いたします。
C 認証の審査基準について	C-6	現地確認の日程は、どのように決定いたしますか。	書面審査完了後、フードバンク認証事務局から個別に日程調整の御連絡をいたします。
C 認証の審査基準について	C-7	審査の過程で指摘事項が発生した場合、その情報は申請者に共有されますか。	はい、改善を検討いただく項目として、フードバンク認証事務局より御連絡いたします。
C 認証の審査基準について	C-8	書面審査に合格した後、現地確認の際に審査基準を満たせない項目があった場合、その後の対応はどうなるのでしょうか。	改善できるかどうかが一つのポイントになります。現地確認で満たせない部分があり、それを改善し、証ひょう等で確認できれば合格に向けた対応をいたします。事前の書面審査と現地確認の後、一部問題があれば修正するといった往復を何回かはさせていただくことになるかと思いますので、現地確認した際に、不十分だったからといって、すべてが不合格というような対応はしないように考えております。

分類	No.	問合せ内容	回答
C 認証の審査基準について	C-9	自治体でフードバンクを運営しております。取扱い食品は米やレトルト食品等の常温保存可能食品のみです。限られた食品の取扱いでも、フードバンク認証の対象となりますか。	取り扱う食品の種類によって認証を制限するものではないため、対象となり得ます。ドライ品・常温品がメインであれば、それらを適切に保管できる体制を確認いたします。認証の取得後、冷凍・冷蔵品を扱うようになった場合は、変更届の提出をお願いいたします。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（8.更新の方法　9.変更・辞退の方法） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
C 認証の審査基準について	C-10	保険はどのような保険がよいのでしょうか。	想定する保険は、フードバンクが提供した食品に起因する食中毒等の食品に係る事故に備える損害賠償保険で、この点がカバーされる内容の保険であれば、保険の種類の指定はありません。
C 認証の審査基準について	C-11	審査基準では、様々な「手順書」の用意が求められておりますが、提出は必須でしょうか。	はい、必要です。手順書という名称でなくても、団体内での運営マニュアルや対応方法を記したもので問題ありません。
C 認証の審査基準について	C-12	記録は、紙書類でも電子データでもどちらでもよいでしょうか。	はい、どちらの形式でも問題ありません。ただ、書面審査で確認する項目については、データとして電子ロッカーに保存していただきます。ただし、書面審査時点でデータ形式での提出が困難な場合は、現地確認の際に直接確認させていただきますので、提出が困難である旨を別紙様式第2号の備考欄へ記入をお願いします。
C 認証の審査基準について	C-13	これまでアレルゲン情報は収集していません。項目の一部をExcel等の文字情報ではなく、一括表示ラベルの画像データとして保管しても問題ないでしょうか。	アレルゲン情報は食品事故が発生した場合の対応において、重要な参考情報となりますので記録をお願いいたします。アレルゲン情報の保存方法としてラベルを撮影した画像データを保管することも可能です。
C 認証の審査基準について	C-14	食品受入れ時の記録はExcelシート等に記入していくのでしょうか。商品のバーコードを読み取る機器でもそこまでの機能はないと思われます。	基本はトレースができればよいという考え方の下、商品名の記録は必須とし、表示事項は1つ1つの記録が難しい場合や紐付けが難しい場合には、例えば表示をスマホで撮影し画像だけ保存する等、様々な方法が考えられます。

分類	No.	問合せ内容	回答
C 認証の審査基準について	C-15	これまで食品事故は発生していませんが、食品事故対応についてマニュアル等を作る必要がありますか。	事故発生に備えてマニュアルを作成する必要があります。 作成にあたり、認証フードバンク団体等がウェブサイト内で公開している資料「問題発生時の対応フロー」、「フードバンク食品事故発生対応マニュアル」、「緊急対応マニュアル」等も御参照ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（7.審査・認証） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
C 認証の審査基準について	C-16	認証申請項目一覧表No23,45,51について、この欄では「〇、×、ー」で回答しないことになっている理由は何ですか。	認証申請項目一覧表のNo23,45,51については、事実関係を確認する必要があるため、他の審査項目と回答の入力形式が異なります。フードバンク認証制度審査基準No23,45,51の記載事項をご確認の上、回答を入力してください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（1.フードバンク認証制度の趣旨・概要　4.認証の申請に必要な資料） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/

分類	No.	問合せ内容	回答
D フードバンクオープンリストについて	D-1	フードバンクオープンリストへの掲載を希望する場合はどうすればいいのでしょうか。	掲載を希望される方は、地方農政局等または農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課へお問い合わせください。 参照先：農林水産省「円滑な食品アクセスの確保」フードバンクについて https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html
D フードバンクオープンリストについて	D-2	「フードバンクオープンリストへの掲載に係る申請書」の編集可能な様式（Word等）は提供いただくことは可能でしょうか。	編集可能媒体については、農林水産省ウェブサイトに掲載しております。 参照先：農林水産省「円滑な食品アクセスの確保」フードバンクについて https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html

分類	No.	問合せ内容	回答
Ｅ Ｇビズポータルの電子申請について	E-1	GビズIDの申請(取得)方法を教えてください。	「フードバンク認証制度について」のウェブページの中で、GビズIDを取得するためのページのリンクを貼っているのでそちらを御参照ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（3.認証の申請前の準備について） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/ 消費者庁　「フードバンク認証制度説明会」説明会動画も御参照ください。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/briefing_001/movie_001/
Ｅ Ｇビズポータルの電子申請について	E-2	任意団体ではGビズIDを取ることは不可能でしょうか。	任意団体としてのGビズIDの取得はできませんが、個人事業主としてGビズIDを取得していただくことは可能です。個人事業主として申請し、屋号欄に団体名を記載することができます。
Ｅ Ｇビズポータルの電子申請について	E-3	理事長名でGビズIDを取った後、実務者がそのIDでアカウント等を持つことは可能でしょうか。	可能です。Gビズでは、代表者がプライムアカウントを取得し、その後、実務担当の従業員向けにメンバーアカウントを用意いたします。代表者から従業員へメンバーアカウントを発行していただければ、実務担当者が対応できます。
Ｅ Ｇビズポータルの電子申請について	E-4	GビズIDの保有者が退社等により組織を離れてしまった場合はどのような手続きが必要になりますか。	GビズID保有者が退職した場合、法人代表者であれば、後任の方が新たにアカウントを取得いただいた後にメンバーアカウント情報の承継を行ってください。その後、前任者アカウントの削除が必要です。従業員のメンバーアカウントであれば、代表者であるプライムアカウントまたは、管理権限を有するメンバーアカウント保有者から退職者のアカウント削除が可能です。削除しない場合、退職者の個人情報漏洩リスクが発生することになります。
Ｅ Ｇビズポータルの電子申請について	E-5	電子ロッカーに資料を保存する際、資料の名前に審査項目の番号を記載した方がよいのか？ １つの資料が複数の審査項目に該当する場合、どのように資料名を付ければよいでしょうか。	電子ロッカーへ資料を保存する際は、任意の番号及び資料の名称を付与してください。その番号及び名称は、別紙様式第2号の「証ひょう名称」欄に記載いただきます。また、1つの資料が複数の審査項目に使用される場合は、それぞれの審査項目の「証ひょう名称」欄に記載をお願いします。

分類	No.	問合せ内容	回答
F 認証フードバンクロゴマークについて	F-1	認証ロゴマークとは何ですか。	認証取得団体のみが使用できるロゴマークであり、認証団体であることを示すために利用できます。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（11.認証フードバンクロゴマークについて） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/
F 認証フードバンクロゴマークについて	F-2	認証フードバンクロゴマークは認証を取得すれば自由に使えるのですか。	認証フードバンクロゴマークは、認証フードバンクが使用できるロゴマークです。使用に当たっての注意事項は別途定める規程やガイドラインを御参照ください。 参照先：消費者庁「フードバンク認証制度について」（11.認証フードバンクロゴマークについて） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/foodbank_001/